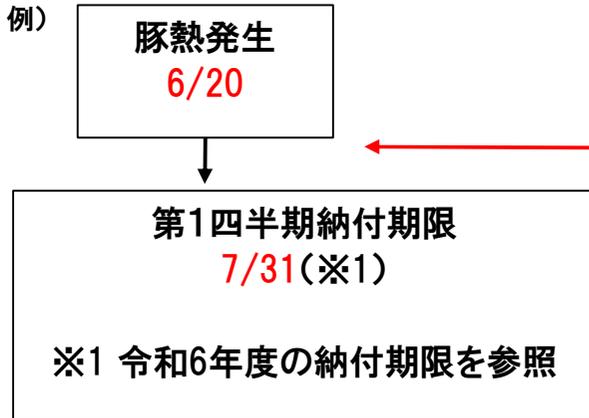


事業対象頭数の変更の申請年月日・上限頭数について

○負担金納付前に頭数を変更する場合
例)

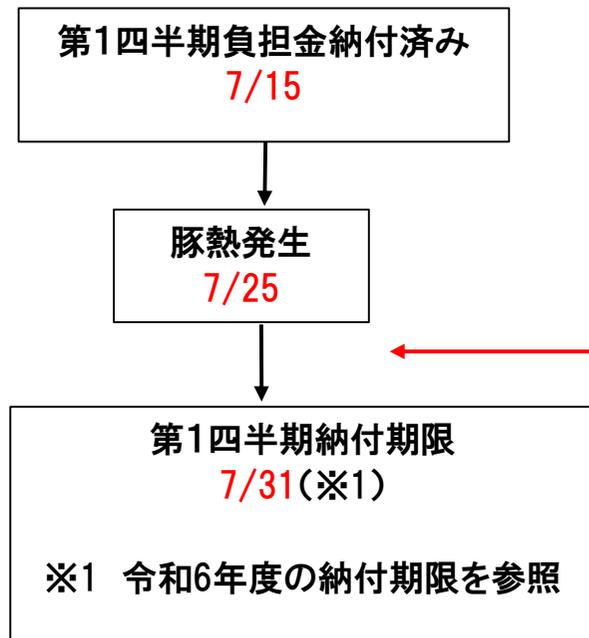


事業対象頭数の変更の申請日
6/20～7/31

○納付期限日までに申請書類をご提出いただければ、
該当四半期の頭数変更が可能です。

●自動引落を選択している方は、納付期限の1か月前までに
書類の届出がない場合、引落の停止ができないため、
引落確認後に返還処理いたします。

○負担金納付後に頭数を変更する場合
例)



事業対象頭数の変更の申請日
7/25～7/31

○すでに負担金を納付している場合、納付期限までに
申請書類をご提出いただければ該当四半期の
頭数変更が可能です。
また、納付いただいた負担金は後日返還いたします。

例)第1四半期の頭数を50頭から10頭へ変更
50頭×400円(※2)=20,000円納付済み
10頭×400円(※2)=4,000円の納付で良い
差額 16,000円を後日返還

(※2)令和6年度の負担金単価を参照

- 事業対象頭数の減少が認められた場合、翌年度の事業対象頭数の上限は**変更前の申請頭数**へ戻ります。
 翌年度も引き続き販売見込頭数が減少することが見込まれる場合は、必ず養豚経営課までご連絡ください。
 ※事業対象頭数変更承認申請書を提出いただかなければ、上限頭数は戻りません。

